

平成29年10月27日

保護者の皆様へ

二子山幼稚園 園長 今井 啓太

平成28年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成28年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「こども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	37,420	52,420	52,420
5月	37,420	52,420	97,570
6月	37,410	52,410	97,560
7月	37,410	52,410	97,560
8月	37,400	52,400	97,550
9月	37,390	52,390	97,540
10月	37,390	52,390	97,540
11月	37,380	52,380	97,530
12月	37,380	52,380	97,530
1月	37,380	52,380	97,530
2月	37,380	52,380	97,530
3月	40,550	55,550	100,700

(給付対象期間 平成28年4月～平成29年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	65,850	80,490	128,120	202,130
5月	65,850	80,490	128,120	202,130
6月	65,850	80,490	128,120	202,130
7月	65,850	80,490	128,120	202,130
8月	65,850	80,490	128,120	202,130
9月	65,850	80,490	128,120	202,130
10月	65,850	80,490	128,120	202,130
11月	65,850	80,490	128,120	202,130
12月	65,850	80,490	128,120	202,130
1月	65,850	80,490	128,120	202,130
2月	65,850	80,490	128,120	202,130
3月	72,400	87,040	134,670	208,680

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	57,350	71,990	119,620	193,630
5月	57,350	71,990	119,620	193,630
6月	57,350	71,990	119,620	193,630
7月	57,350	71,990	119,620	193,630
8月	57,350	71,990	119,620	193,630
9月	57,350	71,990	119,620	193,630
10月	57,350	71,990	119,620	193,630
11月	57,350	71,990	119,620	193,630
12月	57,350	71,990	119,620	193,630
1月	57,350	71,990	119,620	193,630
2月	57,350	71,990	119,620	193,630
3月	63,900	78,540	126,170	200,180

(給付対象期間 平成28年4月～平成29年3月)